成年後見活動を行っている団体の相談窓口（平塚市を対象地域としている主な団体）

団　体　名	活動内容・特徴	連絡先・時間等
神奈川県弁護士会 「成年後見センターみまもり」	弁護士が成年後見に関するワンストップサービスを提供します。20分間の無料電話相談、地域の弁護士による面談・出張相談等を行っています。	電　話：045-211-7720 月～金：9時30分～12時／13時～16時30分
（公社）成年後見センター・ リーガルサポート神奈川県支部	後見活動を行っている司法書士による無料電話相談、無料面接相談を行っています。後見人等候補者の紹介も可能です。	無料面談相談予約その他お問合せ：045-640-4345（事務局） 月～金：10時～17時
（公社）神奈川県社会福祉士会 （ぱあとなあ神奈川）	後見活動を行っている社会福祉士による無料電話相談を行っています。予約制で面接相談（無料）・出張相談（有料）も行います。	電　話：045-314-5500 火・木：14時～17時
（公社）コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（かなさぽ）	地域密着で後見活動を行っている行政書士による無料電話相談を行っています。必要に応じて面接・出張相談も行います。	電　話：045-222-8628 月～金：13時～16時
東京地方税理士会 成年後見支援センター	後見活動を行っている税理士による電話・面接相談（無料・予約不要）、成年後見人等候補者紹介も行います。	電　話：045-315-2070 水（第1～ 第4週）：10時 ～11時30分／13時～15時30分（受付）
（特非）ＮＰＯ成年後見湘南	知的障がいのある本人が安心して幸せな人生を送れるよう、家族が安心して将来を託せるよう、ご相談をお受けしご支援いたします。	電　話：0463-22-7621 月・木：9時30分～14時30分
（社福）平塚市社会福祉協議会 ひらつかあんしんセンター	福祉サービスの利用手続きや、日常生活のお金の管理をすることが何らかの理由によって困難になってきた方の相談を行っています。	電　話：0463-37-1888 月～金：9時～17時

成年後見制度の地域の相談窓口

おもに高齢の方　高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）			
あさひきた（旭北）	0463-30-3611	ひらつかにし（金目、土沢）	金目窓口：0463-59-5544
あさひみなみ（旭南）	0463-31-4932		土沢窓口：0463-73-5848
おおすみ（城島、岡崎）	0463-51-6433	富士白苑（なでしこ、花水）	0463-61-5050
倉田会（四之宮、八幡、真土）	0463-53-1930	ふじみ（富士見）	0463-30-5010
ごてん（中原、南原）	0463-31-6957	まつがおか（松が丘）	0463-35-4465
サンレジデンス湘南 （田村、横内、大神）	0463-54-7009	みなと（港）	0463-73-5422
とよだ（金田、豊田）	0463-36-2501	ゆりのき（崇善、松原）	0463-33-2334
おもに障がいのある方			
しせん相談室ひらつか（おもに身体障がい）			0463-37-1776
サンシティひらつか（おもに知的障がい（発達障がい））			0463-37-1622
ほっとステーション平塚（おもに精神障がい）			0463-25-2728

社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会
平塚市成年後見利用支援センター（愛称：平塚後見センターよりそい）

開所時間：月～金曜日(祝日及び年末年始は除く午前９時～午後５時)
土曜日(偶数月の第一土曜日、奇数月の第三土曜日の午前)※変更の場合あり
〒254-0047 平塚市追分１-43　平塚市福祉会館内
電話 0463-35-6175

平塚市成年後見利用支援センター

専門職による相談

ご相談の内容に応じて、法律専門職（弁護士）による面接相談も行います。

出 張 講 座

皆さまが日ごろ感じていらっしゃる成年後見制度に関する利用の仕方や疑問点など、分かりやすくご説明いたします。お気軽に上記連絡先へお申し込みください。

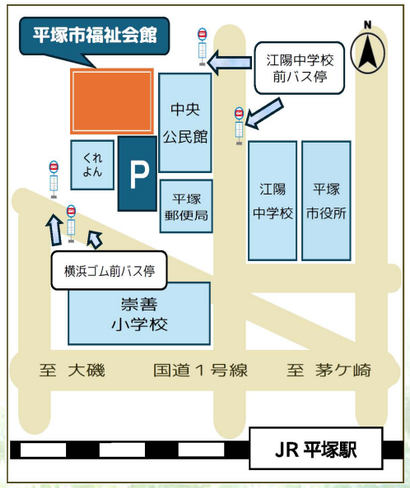

中核機関

平塚後見センター
よりそい

こんなときは、ぜひ相談してください

まずはお電話でご相談ください（相談無料）。

平塚市成年後見利用支援センター

直通電話 0463-35-6175　　FAX 0463-63-3377

平塚市追分１-43　平塚市福祉会館内
開所時間　月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前９時～午後５時

※平塚市成年後見利用支援センターは、平塚市が開設し平塚市社会福祉協議会が事業を受託して運営しています。
「平塚後見センターよりそい」は、平塚市成年後見利用支援センターの愛称です。
※成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条に規定する成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関です。

成年後見制度とは

精神上の障がいにより判断能力がない方や、不十分な方（認知症になったり、知的障がいや精神障がいがある方）を法的に守り支える制度です。成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の２種類があります。

法定後見制度

補助　保佐　後見

すでに判断能力不十分な人に

補助類型…物忘れがあり本人もその自覚があるなど、判断能力が不十分な人が対象。

《補助人》家庭裁判所から認められた範囲で、本人に代わって契約や取り消しなどを行います。

保佐類型…本人が自覚できていない物忘れがあり金銭管理ができないなど、判断能力が著しく不十分な人が対象。

《保佐人》家庭裁判所から認められた範囲で、本人に代わって契約などを行います。重要な契約には保佐人の同意が必要となります。

後見類型…日常生活の全般で支援が必要とするような、自分一人で判断ができない人が対象。

《成年後見人》本人に代わって契約などを行い、財産管理を代行します。また、本人が交わした契約を取り消すこともできます。

任意後見制度

将来の不安に備えるために

現在は一人で判断できるが、将来に不安を感じている方、契約締結能力がある方が対象となります。

法定後見制度の申請の流れ

① 申立ての準備

- 「申立人」「後見人」などの検討
- 本人の判断能力や経済状況などの確認
- 必要書類を取り寄せ、記入

申立てに必要なもの（例）

申立書 / 本人の戸籍・住民票 / 候補者の住民票 / 登記されていないことの証明書 / 財産や収支に関する資料 / 本人情報シート / 診断書 / 療育手帳のコピー / 収入印紙・郵便切手・鑑定費用など

② 申立て

- 申立人が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる。

③ 家庭裁判所による審理

- **家庭裁判所の調査**…申立人が申立ての理由を説明するほか、後見人等の候補者がいる場合は適任かどうか事情を確認。本人に対する面接も行われる場合がある。
- **裁判官による審問**…必要に応じて申立人や本人と面接。
- **医師による鑑定**…本人の判断能力を確認するため、医師による鑑定が行われる場合がある。

④ 審　判

- 家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ。審判の内容は法務局に登記される（成年後見登記）。

⑤ 審判確定

- 後見人等として活動が開始される。
- 後見人等への報酬は家庭裁判所が決定する。

任意後見制度の申請の流れ

① 任意後見契約の準備

- 任意後見人になってくれる人を決めておく。
- 支援内容や任意後見人の報酬などを話し合う。

② 任意後見契約 ＜公証役場＞

- 任意後見契約公正証書の作成…契約の内容は法務局に登記される。

③ 申立て ＜家庭裁判所＞

- 任意後見監督人選任の申立て…本人の判断能力が十分でなくなったとき、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる。

④ 審判

- 任意後見監督人の選任

⑤ 任意後見契約の効力発生・任意後見人による業務の開始

- 任意後見監督人への報酬額は家庭裁判所が決定する。

成年後見制度 Q&A

Q 後見制度を利用できる人は誰ですか？

A 認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない方が対象です。

Q 後見人等には誰がなるのですか？

A 後見人等はご本人の資産額や援助内容などから判断して、家庭裁判所が親族や第三者の専門職等を決めています。

Q 後見制度の手続きはどのように行うのですか？

A ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てます。申し立てできるのは、本人・配偶者・四親等内の親族等です。市町村長が申し立てすることもあります。当センターで申立書類の書き方についてご説明します。

Q 後見人等の仕事内容はどのようなことですか？

A **身上保護**（しんじょう）…医療や福祉サービスの契約や利用手続き等を行います。

財産管理…預貯金や家・土地などの財産を管理します。

●当センターの事業内容

- **広報**…市民の方々、福祉関係者等に対し、成年後見制度等の理解を深めていただくために、講演・研修会等を開催します。
- **相談**…成年後見制度等の利用に関する相談をお受けします。ご本人の状況をお伺いし、どのような支援が必要か一緒に考えます。
- **利用促進**…成年後見制度等の利用手続き等についてご説明します。
- **後見人支援**…市民が成年後見人等になるための研修を行い、その後も支援します。親族後見人・市民後見人が行う裁判所への提出書類についてアドバイスします。

●平塚市の取り組み

- **市長申立て**…判断能力が不十分で、身寄りがない等の場合に、ご本人や親族等による申立てが期待できない場合、平塚市長が家庭裁判所に申立てを行うことがあります。
- **成年後見制度支援事業（報酬助成）**…後見人等の報酬を助成できる場合があります。助成を受けるには、財産など一定の条件を満たしている必要があります。